

令和7年（フ）第639号

愛知県岡崎市上地4―24―16 岡崎医療刑務所内、住民票上の住所岐阜県多治見市池田町5丁目313番地の4  
破産者 福井 裕人

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第19号

愛知県豊田市上野町二丁目77番地  
破産者 有限会社あいほ一む

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第30号

愛知県刈谷市一里山町北本山87番地3  
破産者 N E C E s t y l e 合同会社

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第271号

神戸市須磨区月見山町三丁目1番17号  
破産者 株式会社プロ・ガード

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第214号

神戸市西区池上二丁目18番地の3 サンヒルズ・ラフォーレⅠ、206号  
破産者 株式会社W A S A B I

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年（フ）第61号

兵庫県豊岡市庄168番地  
破産者 株式会社げんき

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和8年（フ）第160号

岡山市南区泉田402番地  
破産者 有限会社健仁堂表具店

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第129号

広島県福山市新市町大字新市8番地の3  
破産者 有限会社フィットメイク

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第123号

大分市萩原四丁目13番4号 パナハイツ金屋103  
破産者 合同会社九州美工

- 1 決定年月日 令和8年10月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年（フ）第101号

宮城県遠田郡美里町北浦字待江87番地1  
破産者 佐藤 洋

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和8年（フ）第354号

東京都町田市中町1―17―10  
破産者 和紋じゃぱん株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第466号

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目31番11号 K S ビル804号室  
破産者 株式会社ノートスペース

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第831号

東京都あきる野市雨間1935番地12  
破産者 小河原太郎

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第928号

東京都八王子市式分方町295番地寺沢荘201号  
破産者 松岡 智心

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1028号

東京都府中市清水が丘3丁目41番地の5 第3ひばりマンション103  
破産者 永利 満

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1167号

東京都品川区南大井六丁目16番1号101号室  
破産者 株式会社W H O L E S M I L E

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1168号

東京都国立市北2丁目4番の16カーサ・1／F201  
破産者 小泉 勝

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1182号

東京都三鷹市牟礼6丁目1番2号ハイムレインボーE棟303  
破産者 横山 真人

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1205号

東京都国立市東3丁目11番地の8 メゾン国立307  
破産者 濡花詩雨こと 青木新太郎

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1218号

東京都東大和市湖畔2―1044―55、商業登記簿上の本店所在地東京都東村山市久米川町一丁目58番地2 久米川町ビジネスプラザ9号  
破産者 株式会社東秀架設

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1296号

横浜市中区箕沢3番地  
破産者 合資会社千葉屋

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部